

都市整備局へ寄せられた都民の声(平成30年2月)

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
2	35	17	5	22	120	2	203

※上記区分の定義

提言：政策の未実施や不十分さ等について、新たな政策の実施や既存の政策の改善策を提示し、その実施を求めるもの。

意見：政策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満等を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断や指針の助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

寄せられた都民の声と対応事例

▶(都民の声)都営住宅敷地内の出店について

私が居住している都営住宅は、買い物のアクセスが悪く不便です。住宅周辺の都有地にコンビニエンスストアなどを出店することはできないでしょうか。

▶(対応)

日頃より、東京都の住宅政策に御協力いただきありがとうございます。

都営住宅の敷地は、都営住宅という行政目的のための行政財産であることから、その土地の貸付けや目的外の使用許可については、「国や地方公共団体への貸付け」や「電気事業者・ガス事業者等の公益事業者に対する使用許可」に限られるなど、厳しく制限されています。

今後とも、都営住宅の管理運営にご理解くださいますようお願いいたします。